

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

令和7年4月1日

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

勤務環境・処遇の改善

- ・業務改善（業務基準・手順の見直しを行い、統一した看護業務を実施し、患者さんに安全で安心できる看護を提供する）
- ・看護補助者の配置（看護師と看護補助者の役割を明確にした業務の実地に取り組む）
- ・他部署への配置転換（当該看護職員の要望や勤務可能時間に配慮した配置転換を行う）
- ・半日・時間単位の休暇（有給休暇は半日・時間単位でも取得し、全職員が年間5日以上取得する）

業務量の調整

時間外労働が発生しないような業務量の調整

- ① 看護補助者の早出・遅出を配置し、負担軽減を図っています。
- ② 定期薬の処方、オーダーについては、医師事務が行っています。
- ③ 外来看護師が他部署へのリリーフ体制をとり、病棟看護師の業務負担軽減に努めています。

看護職員と多職種との業務分担を行っています。

- ・リハビリ職種（リハビリ室から送迎、排泄介助等）
- ・薬剤師（病棟での服薬指導・持参薬管理・薬剤管理を担うことにより看護師の負担軽減を図る）
- ・検査技師（検査結果伝票のメッセージ業務）
- ・MSW（医療・介護相談）
- ・事務職（入院の手続きや各種手続きを事務が行うことで、看護業務の体制を整備する）

多様な勤務形態の配置

妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮（育児休業法）

- ・妊娠中、育児中は夜勤回数の減に取り組んでいます。
- ・年次休暇の活用
- ・育児休業取得後の勤務に対しては「育児短時間勤務」を就学前まで承認しています。
- ・育児休業を終了したのちに「部分休業」を就学前まで承認しています。
- ・希望等により他部署等への配置転換を行っています。

夜勤負担の軽減

- ・夜勤従事者の増員ができるように取り組みたいと思います。

上記は職員に周知します。

下仁田厚生病院